

鎌倉市教育委員会 令和4年10月定例会会議録

○日時 令和4年(2022年)10月19日(水)
9時30分開会 10時20分閉会

○場所 鎌倉市役所本庁舎2階 全員協議会室

○出席委員 岩岡教育長、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 4人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 行事予定

(令和4年(2022年)10月19日～令和4年(2022年)11月30日)

日程2 議案第15号

鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

日程3 議案第16号

鎌倉市指定校変更基準及び鎌倉市区域外就学基準の一部改正について

日程4 議案第17号

学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程5 議案第18号

鎌倉市社会教育委員の委嘱について

岩岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより10月定例会を開会する。下平委員から本日所用のため会議に出席できない旨の届出があったため報告する。本日の会議録署名委員は長尾委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

岩岡教育長

9月、10月というのは、種をまいて予算が成立し、そして1学期が終わって2学期に入り、花開いていく時期である。スクールラボファンドをはじめとして、各学校のいろいろな特徴のある取組が見られてきている状況である。

その中で紹介したいのは、LINE みらい財団とともに鎌倉市で開発した情報モラルの活用型教材のGIGAワークブックかまくらについて、非常に多くの自治体からこれを使いたい、どうやって使ったらよいか等の質問を受けている状況である。個別に対応するのはなかなか難しいので、この開発に協力した深沢小学校において、GIGAワークブックかまくらを紹介するような場をLINE みらい財団と一緒に作ったところ、40から50ぐらいの自治体が参加し、この取組について学んでもらうことがあった。鎌倉市では著作権を手放し、コピーして使ってもらって構わないということで各自治体が活用できるようにしているので、ぜひこの鎌倉発の取組が他の自治体にもよい影響を与えてつながっていけばよいと思っている。

もう1点、再び深沢の話になるのだが、PTAからの依頼を受けて、今週末に深沢中学校で講演会に出席する予定である。どのような背景があったのかというと、新しい学習指導要領も含め、GIGA スクールやスクールラボファンド等、いろいろな取組が学校で行われているのだが、そもそもなぜそれが必要なのか。社会の変化、子どもたちが飛び込む未来で求められる資質能力とはどういったものなのか。そういったことについて、教員だけがわかっていてもいけない、保護者だけがわかっていてもいけない、子どもだけがわかっていてもいけないので、教員、保護者、子どもが皆で集まり、これからの社会のあり方や求められる今後の姿、そういったものについて考える場所を作りたいということで、深沢中学校の保護者の皆様から要望を受けたものである。

教育改革や学校の取組等があるが、なぜやるのかがわかっていれば解決策も自ずと見えてくる。子どもと保護者と教員が皆で経営方針や教育課程の内容を考える場所というのはすごく大事だと思っているので、実際の様子についてはまた皆様に報告する。

長尾委員

9月の話になるのだが、9月8日に市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会に参加した。事務局には準備をしてもらい感謝する。私が参加した分科会のテーマは「いじめ対策・不登校支援について」と「教育の情報化について」であった。教育の情報化のところでは、先ほど教育長も発言していた情報モラルについて、非常に議論が交わされた。私がLINE みらい財団の件について伝えると、皆様も非常に関心があったようで、画面共有をしながら話をしてきた。非常に先進的な活動をどんどん実行していて鎌倉はすごいという意見をもらい、私も鼻が高い気持ちであった。

(2) 部長報告

(特になし)

(3) 課長等報告

ア 行事予定

(令和4年(2022年)10月19日～令和4年(2022年)11月30日)

岩岡教育長

報告事項ア「行事予定」について、特に伝えたい行事等があれば報告をお願いします。

(教育文化財部)

特になし。

岩岡教育長

11月20日には第51回鎌倉郷土芸能大会が開かれるので、ぜひ皆様も関心があるところに参加をしてもらえればと思う。あとは今年度も教育課題指定研究発表会の時期がやってきた。10月28日、11月2日、11月22日とそれぞれ3校の発表があるので、皆様と一緒に訪問できればと思っている。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告は了承された)

2 議案第15号 鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

岩岡教育長

次に日程の2、議案第15号に入る。「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

学務課担当課長

日程の2、議案第15号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、説明する。議案集は6ページと7ページを参照願いたい。本件は、県費負担教職員の人事異動にかかり、令和5年度(2023年度)の鎌倉市における教職員人事事務が円滑に行われるよう基本方針を策定しようとするものである。

鎌倉市では次の3点を人事異動の重点とした。その3点とは「1 各学校のグランドデザインの具現化を目指した適材・適所の配置」、「2 学校の柔軟な運営及び体制の強化を目指した年齢・経験などにとられない人事配置」、「3 幅広い視野と多様な経験を有する教職員の育成を目的とした他市町及び行政機関との人事交流」である。

一つ目の「各学校のグランドデザインの具現化を目指した適材・適所の配置」では、各学校がグランドデザインに示す社会に開かれた教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある学校作りを進めるため

に、学校長は適切な人材の確保を求めるところであるが、教育委員会としては、各学校長の要望を叶えるような教職員の異動について極力配慮していきたいと考えている。

二つ目の「学校の柔軟な運営及び体制の強化を目指した年齢・経験などにとらわれない人事配置」では、年齢・経験にとらわれず、意欲・能力のある者を積極的に総括教諭あるいは管理職等に登用し、児童生徒、学校の実態に即した柔軟な学校運営を目指すことにより、学校マネジメント機能の強化や業務負担の軽減、職場環境改善の取組を推進していきたいと考えている。

三つ目の「幅広い視野と多様な経験を有する教職員の育成を目的とした他市町及び行政機関との人事交流」では、他市町や行政機関での経験を生かして、鎌倉の教育を担える人材を確保するために各関係機関に積極的に働きかけて人事交流を行いたいと考えている。

また教職員の資質・能力向上を図るため、湘三管内での3年間の交流を目的とした湘三管内一般教職員広域人事交流制度についても積極的に活用したいと考えている。これらを重点として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めていく。

(質問・意見)

林委員

この人事異動方針が出される時期になると、管理職としてはこのグランドデザインをもとに人事のことを考える。教員の立場で様子を見てみると、小学校は鎌倉市内でたった16校しかないのだが、次の学校に行くと社会が全く違うということがある。新採用教員が6年間一つの学校にいても、次の学校に行って6年間培ったはずのものが発揮できず、心を痛めてしまうケースを実際に見てきた。私自身もグランドデザインを作ったのだが、やはり基本の部分については鎌倉市の教育目標を達成するためなので、ある程度共通のものがあってしかるべきだろうと常に考えている。人事異動には関係ないのかもしれないが、基本の部分については、職員が培ったものが次の学校でも生かせるようなグランドデザインを考えていこうということを校長会等で管理職には共有してもらいたい。それによって新採用教員が6年間培ったものが次の学校で花開くと思うのだが、それがなかなかうまく動いていない実態を目にすることが多いので、機会があればそういうことも伝えてもらいたい。そうするとこの人事異動も非常にプラスに働くような気がするのでぜひ願います。

岩岡教育長

林委員の発言はよくわかる。教育課程の編成自体は各学校で特色があってよいと思うのだが、その背後にある考え方や校務の組み方、活躍のあり方というのは共通化することで先生たちがより力を発揮できる部分もあると思う。そこは私たちも意識をして校長会等で発信をしていきたいと思う。

あとは鎌倉の人事異動は基本的に10年間同一校に勤務することが前提になっており、たしかに長いような気もするのだが、その理由の一つとして、学校によって特色が強いが故にその学校の中で育てる期間をすごく長くとっているのだと思う。他県を見ると6年での移動が前提となっているようなところもある。また、神奈川県内の近隣市町村では10年というところが多いようだが、必ずしも10年が前提となるような年限ではないので、柔軟な発想で検討していきたいと思う。

この人事異動方針について、神奈川県が毎年人事異動方針を出しているのだが、「適材を適所に配置す

ること」、「教職員の編成を刷新強化すること」、「全県の視野に立って、広く人事交流を行うこと」という昭和 38 年（1963 年）からずっと同じ人事異動方針が示されており、鎌倉市においてもそれをなぞったような人事異動方針を決めてきた。しかし、もう少し意味のある人事異動方針にすべきであると思ったので、今回はこのような形でより具体的に人事異動の方針がわかるようなものにした。各学校の希望や個別の教職員の希望もあがってくるので、この三つの観点を踏まえて人事異動を行っていきたいと思う。

（採決の結果、議案第 15 号は原案どおり可決された）

3 議案第 16 号 鎌倉市指定校変更基準及び鎌倉市区域外就学基準の一部改正について

岩岡教育長

次に日程の 3、議案第 16 号に入る。「鎌倉市指定校変更基準及び鎌倉市区域外就学基準の一部改正について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

学務課担当課長

日程の 3、議案第 16 号「鎌倉市指定校変更基準及び鎌倉市区域外就学基準の一部改正について」、説明する。議案集 8 ページを参照願いたい。本件改正に関しては、9 月定例会において一部改正案について協議してもらったものである。今回、改めて改正を行う目的とその改正内容を説明するとともに、9 月定例会での指摘にもとづいて一部修正した箇所について説明する。9 ページから 11 ページを参照願いたい。現行の指定校変更基準および区域外就学基準は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日の施行以来、約 16 年が経過しており、これまで見直しは行っていなかったが、社会情勢の変化を踏まえつつ、特に教育的配慮を理由として、指定校の変更、または市外に転出後も市内小中学校に就学するケース等で、許可基準が保護者にとってわかりにくいとの意見が寄せられていることから、これまでの運用実績等を踏まえ、公平性のある基準となるよう、一部内容を変更しようとするものである。

指定校変更基準の一部改正を行う主な内容について、まず「1 転居」を理由として変更を許可する期間である。従来は、申立人が希望する期間と規定していたため、その期間が卒業までとなるケースが非常に多くなっていたが、特に低学年の児童の通学の安全性確保に配慮が必要であることから、今後は「必要に応じて教育委員会が設定する期間」と改め、申し立てのあった事例ごとに事情を十分に聞き取って、教育上適切な期間を許可するよう運用を改める。

続いて「4 留守家庭児童」について、この場合の許可期間についてこれまでの申立人が希望する期間に括弧書きとして「ただし、年度ごとに状況が確認できる書類の提出が必要」との文言を追加し、年度ごとにその必要性を確認する。さらに「2 特記事項」を追加し、「(2) 学童保育所利用の場合は、指定校の通学区域内に設置の学童保育所開設時間内での利用が困難な場合に限る」として、まずは本来の指定校の学童保育所の利用を推奨していく予定である。

また今回の改正に関して事前協議を行ったのだが、小学校校長会から課題提起があった。子どもの安全確保については、新たに枠外に注意書きを設けることとしている。注意書きの内容は 11 ページ枠外の 1 から 3 に記載のとおりだが、9 月定例会で指摘を受けたように文末の表記をですます調からである調に

修正した。

続いて 12 ページから 14 ページを参照願いたい。区域外就学基準の改正内容について説明する。現行の基準では、4 に帰宅後の監護者がいないとの項目を設けていたがこれを削除している。鎌倉市立小中学校は鎌倉市民のために設置しているもので、区域外就学は例外的な事項である。その意味においてこの項目については、市民サービスの視点からも、本来それぞれの行政庁は一義的に対応すべき事項であると考えられる。その本来の姿に立ち返ることとしてこの項目を廃止しようとするものである。

次に大きな変更点は「4 教育的配慮」についてである。教育的配慮とは、子どもの就学のために教育委員会として判断し行うもので、子ども一人一人にとってそれぞれに異なった、それぞれに適した対応をすることが必要であり、一概に詳細を記載しにくいものと考えられる。そのため、従来の基準では限定した表記にとどめていたが、できるだけわかりやすくとの観点から、この教育的配慮については、(1)と(2)のとおり、二つのケースに分けた形に整理を行うこととする。その他指定校変更基準と同様に、14 ページの枠外の注意事項の表現を修正している。

この二つの基準の改正案については、本教育委員会にて承認をもらった後、12 月 1 日の改正施行に向け、鎌倉市ホームページに掲載するほか、広報 12 月 1 日号に掲載する予定で準備を進めていく。

(質問・意見)

岩岡教育長

9 月定例会で 1 度説明し、様々な意見をもらった上で今回は 2 回目の議題ということになるのだが、改めて質問や意見等があれば願います。

この件に関しては、昔から国でも議論があるところである。就学義務として市町村が指定した学校に通うのが義務教育公立小・中学校の基本原則なのだが、一方で子どもたちが選べるようにした方がよいのではないかという議論になったことがあり、例えば指定校変更という仕組みをなくしたり、学校選択制を導入したりすることが流行った時期があった。

本当に子どもたちの教育環境がよくなったのか検証した時に、子どもたちが遠い距離を通学していることの安全性、地域に根ざした教育がなかなか難しくなっていること、子どもの数が減ってしまった学校の教育環境が非常に悪化していること等、いろいろなことがあった。その地域の皆で子どもを育てていくという観点からも、学区で指定する仕組みは重要なのではないかということで見直しが図られ、指定校の指定の役割が重要視されているのが今の状況だと思っている。

一方で、保護者に就学の義務を果たしてもらうためには、就学しやすい環境をつくるということも非常に重要である。例えば勤務先が遠くて早く帰れないような場合には、そこで子どもをピックアップしなければ帰宅後の監護者がいない状況になってしまう等、配慮すべき点はたくさんあるのでそのバランスが非常に難しいと思う。地域の皆で育てていくということと保護者の利便性を確保するということのバランスについて、どこが適正なのか議論しこの基準の改正を提案している状況になっている。

また、この文言を見て兄弟を同じ学校に通わせようと思っていたのに基準が変わってしまった等、いろいろと気付く保護者もいると思うので、丁寧な説明が必要になってくる。今の子どもたちに適用するものではなく将来就学する子どもたちに適用するもの、今指定校変更で通っている子どもを来年から出でいかせるようなものではなく、将来就学する子どもに対しての基準なので、そこについては事務局とし

でも丁寧な説明をしていきたい。

長尾委員

先月の教育委員会を欠席しているため内容を聞いておらず、これは既に議論された結果なのかもしれないが、期間の部分の「教育委員会が設定する期間」という表現について、保護者や子どもたちからすると対応する職員や時期によって変わるのではないかと不安に思われるかもしれない。あえて非常に曖昧な表現にしていると思うのだが、これをどのように解釈すればよいのだろうか。基準はあるが、イレギュラーなケースも認めることがあるということなのか、もう少し詳しく説明してもらいたい。

学務課担当課長

「転居」について、具体的な一つの事例として説明する。今考えているのは、長尾委員の発言のとおりで、原則の期間はあるのだがイレギュラーな場合も想定されるのでこのような表記になっている。

今回、校長会からこの期間の部分についてかなり意見が出てきた。学校からは可能であれば当該年度末をもってという表現にしてもらえないかという話があった。ただ、これまでの経過もあり、いきなりそこまで具体的な期間をここに明記するのは難しい部分があったので、校長先生たちとも調整した結果、このような表現となった経緯がある。

実際に窓口で相談してもらった保護者には、基準としてはこのような表現になっているが、年度末が原則になるということを丁寧に説明させてもらい、それぞれの家庭の事情に応じた決定をしていきたいと考えている。

長尾委員

問い合わせをしてそこで初めて原則を認識する状態なのか。

岩岡教育長

他市の事例等も研究したところいろいろな書き方があったのだが、当該年度末までとはっきり書いてあるところもあった。例えば、具体例をあげると、小学校6年生の子どもであれば当該年度末までというのはわかりやすいのだが、5年生の子どもとなるとかなり微妙な状況になる。一緒に育ってきた子どもたちと一緒に卒業したい子どもからすると、6年生だけ別の学校に行くことになる卒業によって味わう自分たちの達成感は非常に弱くなってしまうので、あと1年ちょっと認めてあげたい気持ちもあれば、5年生の4月ならまだ2年もあるから大丈夫という保護者もいるかもしれない。1年生であればこれから学校で一緒に育っていく子どもたちが変わったとしても、新しい学校で新しい友達を作ってやっていけるのではないかという考え方もある。そのため、子どもによって必要とされる期間が変わってくるという状況がある。

これに対し、細かく書いていくような書き方もある。何年生で来た場合は何年の年度末まで、何年生で来た場合は当該年度末までとするようなケースもあるのだが、それが4月に来た話なのか、6月に来た話なのか、12月に来た話なのかでまた違ってくる。この杓子定規の基準を設けることによるデメリットも多くあることから、教育委員会が設定する期間とするのが適切だろうということで、このような基準設定になっている。やってくる時期やその子どもの状況等、ケースバイケースの状況が出てくるだろう

と考えている。

長尾委員

この状態で広報されたとすると、原則があることを知らない、原則がどの程度緩やかなのか絶対守らなければいけないのかわからない中なので、職員の対応が統一されていればよいと思う。ただ、非常に受け手側が接近しにくい文言なので、原則はどうか、本来はどうあるべきなのか記載した方がよいとは思った。保護者たちが原則をある程度理解できるような形になることを希望する。

学務課担当課長

この指定校変更にしても区域外就学にしても、ほとんど事前に電話や窓口等で相談してもらうような形になるので、対応する職員によって異なった説明をすることがないように、学務課で取り扱いを統一し、しっかりと保護者に責任ある説明をしていきたいと思う。

岩岡教育長

取扱いの統一の担保の仕方については内部で協議をさせてもらい、個別に報告したいと思う。

長尾委員

私は津西に住んでおり、腰越小学校と西鎌倉小学校のちょうど真ん中ぐらいである。ある時、近くに住む子どもが西鎌倉小学校の方に越境したいと申し出て承認を得たのだが、その3年後に同じようなことを申し出たら越境が認められなかったケースがあった。いろいろな事情があるとは思っているのだが、二つの家庭でなぜこのような状況になったのか。不信感とまではいかないが、脈々と受け継がれる見えない判断基準のようなものがあることによって、もともと越境ができないと思っていたものが、実はできそうだと思われる。皆様が知恵を使い、介護等いろいろな理由をつけて、言った者勝ちの状態になってしまっているのを事例として目にしている。このような曖昧な書き方をすることによって、この状態により拍車をかけるようなことは両者にとってよくないと思っている。

岩岡教育長

指定校変更が個人のプライバシーの情報に踏み込まないと判断がつかないものだというのが非常に難しいところである。教育的配慮もそうだが、保護者の勤務状況や帰宅時間、介護等いろいろな状況を総合的に判断しないとわからないのだが、そういった事情を他者には伝えられない。なぜあの人は指定校変更が認められたのか、あの人は家庭の事情で認められているということが言えない中で、基準が曖昧だという気持ちになってしまうのは非常に難しいところなのだが、その前提の中でどのように判断にぶれが生じないようにするのか。基準そのもの以外にも、指定校変更の際にあらかじめ配付する資料もあるので、そういった資料の扱い等も含め、長尾委員の意見を踏まえた対応ができないか検討してみたいと思う。

朝比奈委員

実は私自身は本来小坂小学校区だったのだが御成小学校に通っていた。当時、私の周りにいた結構な人

数の仲間や上の世代も含め、御成小学校に通っている子どもが多かった。さすがに御成中学校には行かず大船中学校に通ったのだが、中学校で3年間過ごしたとはいっても、小学校の6年間というのは長い時間であり、私自身の気持ちとしては、大船よりもこの旧鎌倉地域寄りの意識が今でも強い。友達や同級生の家もこちらの地域に多い。大船中学校時代の仲間はもちろん大船にいるはずなのだが、どうしても私のマインドはこの旧鎌倉地域寄りになってしまっている。やはり学区は大事なのだろうと思う反面、事情があってそのとおりにいかないこともある。あの時なぜ私は御成小学校に通わされていたのか、母も亡くなっているので問うことはできない。たしか御成小学校は品がよかった、その程度の感想を聞いたような記憶もあるのだが、大勢の子どもが通っていたので何かもっと事情があったのだろうと思う。いずれにせよ、いろいろな事情があるのでそこを柔軟に対応してもらえるのはよいことであるし、思いつきで軽々しく変えるものではないということがよくわかった。

岩岡教育長

御成小学校は山を背にしており、校舎も建替が比較的早く行われ今は綺麗なもので、指定校変更したいという気持ちもわかるし当然尊重したい。しかし、例えば子どもが熱を出してしまい家に帰してあげなければいけないような時に、学区であれば先生と一緒に家まで連れていくような対応もできるのだが、藤沢市との市境ぐらいに住んでいる子どもが東の学校に通っていると、迎えに来て欲しいのだが保護者が仕事でいない、家に帰そうと思っても帰せない状況で、結果的に先生が電車に乗ってその子どもを連れて藤沢市との市境まで帰しに行ったような事例も実際に生じている。学区の子どもは学区で育てていくことの効果や安全性の確保、そういった要素を考えると、学区で子どもを育てることは大事であると思う。利便性の確保と子どもの安全性、災害時の緊急性や教育上のメリットの確保、非常にトレードオフな部分もあるのだが、今一番バランスがよいのはこの改正案だと考えている。運用上いろいろなことが出てきたら一つ一つ議論したいのだが、あまりコロコロと変えるものではないので、もらった意見を踏まえてじっくりと検討したいと思う。

林委員

先ほど長尾委員が指摘していた公平性が欠ける部分について、きっと考えているとは思っているのだが、1回相談に来て話をしてから申請する際に、役所の答え方が曖昧だと認められたり認められなかったりするので、最終的に親が申請する書類の書き方になってくるのではないかと。例えば、原則は年度になること、必ず伝えなければいけないことを申請書に記載する等、何か工夫ができると思う。

私事にはなるが、私が勤めている学校と住まいの学区が一緒になったことがあり、長男を今までいた学校にいさせて欲しいと教育委員会に頼んだのだが、教員なのだから見本を示しなさいと言われて認められず、そのまま1年半同じ学校にいたことがあった。やはりそのようにきちっと言う職員もいるだろうし、一緒だと大変だろうということで対応してくれる職員もいるのかもしれないが、結果的に長男の場合は二つの学校を経験し二つの学校の友達が増えてプラスになった。今はそういった公平性に厳しい保護者が多いので、書類の部分での工夫があってもよいと思った。

岩岡教育長

強く言えば通る、弱く言えば通らない。そういう運用になると非常に不公平感があるし、職員の負担も

大変大きくなってしまいうので、そこは負担にならず、きちっと判断ができるように考えていきたいと思う。

基準の文言自体はこの形で進めるが、先ほど話したような運用面、実施にあたってのルール作り等については、こちらで検討して委員の皆様にも報告をしたいと思う。

(採決の結果、議案第 16 号は原案どおり可決された)

4 議案第 17 号 学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

次に日程の 4、議案第 17 号に入る。「鎌倉市指定校変更基準及び鎌倉市区域外就学基準の一部改正について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

学務課担当課長

日程の 4、議案第 17 号「学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。議案集の 15 ページを参照願いたい。本件一部改正に関しては、先ほど承認をしてもらった指定校変更基準および区域外就学基準の改正内容に関連し、保護者が使用する申立書および教育委員会が使用する許可書の文言を修正するものである。

17 ページを参照願いたい。「就学指定校変更申立書」に関しては、学校教育法の施行に関する規則第 7 条第 1 項で規定する第 4 号様式である。新たに同意事項欄を設け、指定校変更基準の枠外に記載する注意事項と同じ内容にチェックを付けた上で、保護者の署名を求めることとする。

続いて 18 ページを参照願いたい。「就学指定校変更許可書」は、同じく学校教育法の施行に関する規則第 7 条第 2 項で規定する第 5 号様式だが、許可条件欄の表記を同じ内容に変更することとする。

20 ページおよび 22 ページの区域外就学基準に関する帳票も学校教育法の施行に関する規則第 9 条第 1 項および第 2 項で規定する様式だが、変更内容は同じである。

本件規則の改正についても承認を受けた後、12 月 1 日から保護者が使用できるよう準備を進めていく。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 17 号は原案どおり可決された)

5 議案第 18 号 鎌倉市社会教育委員の委嘱について

岩岡教育長

次に日程の 5、議案第 18 号に入る。「鎌倉市社会教育委員の委嘱について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育文化財部次長兼生涯学習課長

日程の5、議案第18号「鎌倉市社会教育委員の委嘱について」、説明する。議案集は24ページから25ページのうち25ページを参照願いたい。

鎌倉市社会教育委員は、社会教育法および鎌倉市社会教育委員条例にもとづき、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上を実施する活動を行う者および学識経験のある者の中からそれぞれ選出し、定員数10名で構成されている。この度、当該委員については、令和4年（2022年）10月31日をもって任期満了となることから新たに委嘱しようとするものである。

委員の任期は令和4年（2022年）11月1日から令和6年（2024年）10月31日までの2年間とする。また、これにより今回委嘱しようとする者については、9名が現社会教育委員から継続しての選出、1名が新規での選出となる。この件の承認について、今回の教育委員会に議案として提案するものである。

（質問・意見）

特になし。

（採決の結果、議案第18号は原案どおり可決された）

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって10月定例会を閉会する。